

いぶき法律事務所弁護士報酬規程一覧表

(刑事・少年)

別途消費税がかかります。

事件等		報酬の種類	弁護士報酬の額		備考	
刑事事件	事案簡明な事件	起訴前	着手金	30万円以上50万円以下		「起訴前及び起訴後」とは、第一審及び上訴審をいう。 「事案簡明な事件」とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が二ないし三開廷程度と見込まれる情状事件(上告事件を除く)、上告審は事実関係に争いがない情状事件をいう。
		起訴後				
		起訴前	報酬金	事件の結果が	不起訴の場合 30万円以上50万円以下 求略式命令の場合 前段の額を超えない額	
		起訴後			刑の執行猶予の場合 30万円以上50万円以下 求刑された刑が軽減された場合 前段の額を超えない額	
	前段以外の事件及び再審事件	起訴前	着手金	30万円以上		
		起訴後				
		起訴前	報酬金	事件の結果が	不起訴の場合 30万円以上 求略式命令の場合 30万円以上	
		起訴後			無罪の場合 50万円以上 刑の執行猶予 30万円以上	
	求刑された刑が軽減された場合 軽減の程度による相当な額					
	再審請求事件	着手金	30万円以上			
報酬金			30万円以上			
少年事件 の被疑事件を含む (家庭裁判所送致前の少年)	身体が拘束されている事件	着手金	30万円			
		報酬金	事件の結果が、非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察の場合 30万円			
	身体が拘束されていない事件	着手金	20万円			
		報酬金	事件の結果が、非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察の場合 20万円			
	抗告、再抗告及び保護取消事件	着手金	20万円			
事件の結果が、非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分の場合の報酬金		40万円以上				